

吉川市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月
吉 川 市

目次

第1 計画の基本事項	1
1 作成の趣旨	1
2 内容・位置付け	1
3 対象とする疾患	1
4 行動計画の見直し	1
5 これまでの市行動計画作成の経過	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 対策の目的	3
2 発生段階	4
3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
6 対策推進のための役割分担	9
7 行動計画の主要7項目	12
第3 各発生段階における対策	24
1 未発生期	25
2 海外発生期	31
3 国内発生期	36
4 県内発生早期	41
5 県内感染拡大期	49
6 小康期	56
用語解説	59
参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	63

第1 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の発生の予防、まん延防止などを図ることを目的とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が施行され、国、地方公共団体等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。

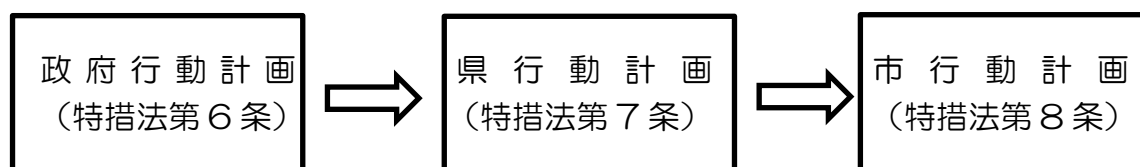
これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

このようなことから、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、吉川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定める。

2 内容・位置づけ

○特措法第8条に基づき、吉川市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。



3 対象とする疾患

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

4 行動計画の見直し

○新型インフルエンザ等に関する最新科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて必要に応じ改版を行う。

○また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

5 これまでの市行動計画作成の経過

- 本市は、平成20年9月に新型インフルエンザと併せ鳥インフルエンザ、SARS（重症急性呼吸器症候群）を重篤感染症として、感染拡大防止、流行の遅延と患者発生数の抑制、地域住民の不安解消の具体的対策である「重篤感染症対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ等対策行動計画を定めた。
- 市行動計画は、国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき作成しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、柔軟に対策を講じることとしている。
- 鳥インフルエンザは、特措法の対象ではないが、関連する事案として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を末尾に示す。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 対策の目的

○新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定する。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

○感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

○流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。。

○必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

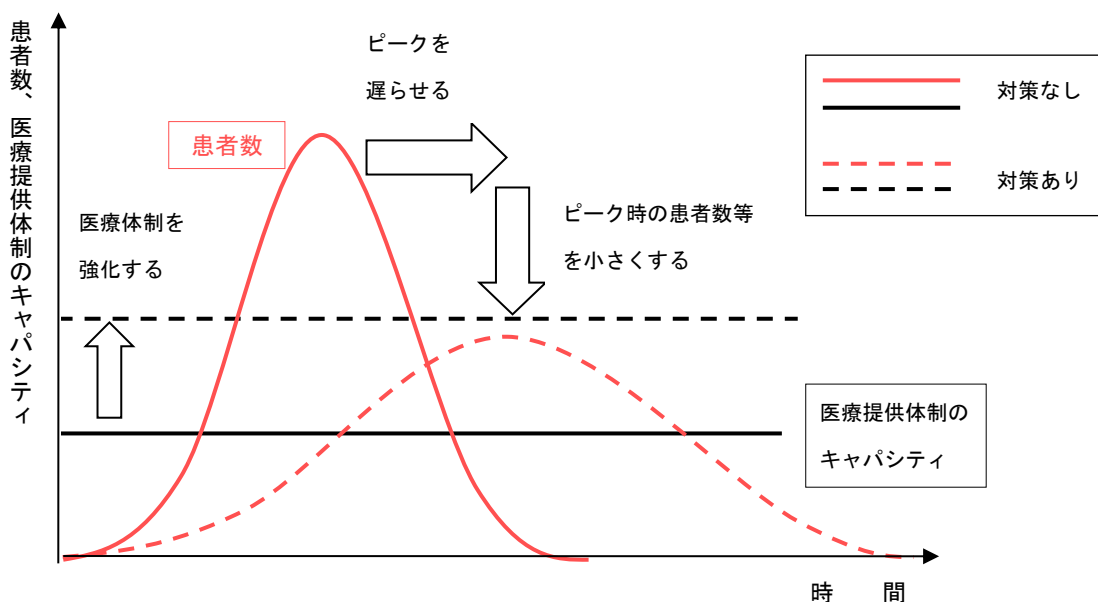
(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

○地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。

○事業継続計画を作成・実施し、医療体制の業務及び市民生活・市民経済の安定に関係する業務の維持を図る。

<対策の効果（概念図）>

1 対策の目的と戦略



2 発生段階

(1) 考え方

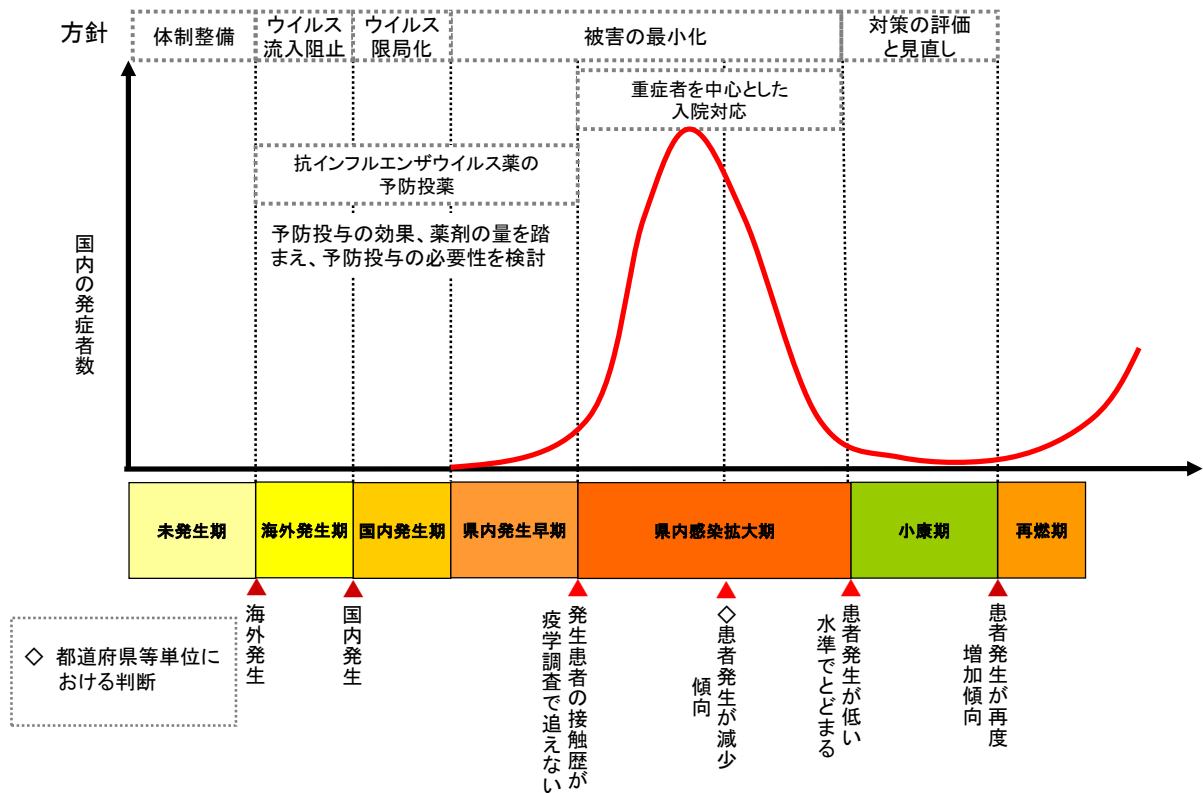
- 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- 各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生がはじまった「国内発生早期」、県内で発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染拡大期」、県内での流行が収まった「小康期」の6区分とする。
- 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
- 対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。
- 地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、埼玉県新型インフルエンザ等対策推進会議における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断する。

(2) 発生段階

発生段階（国）	発生段階（県・市）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染拡大期への移行は、都道府県を単位として判断

発生段階と方針



3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

- 一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負う。
- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。
- 国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力

な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。市としては、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。

- 事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくするような配慮・工夫を行う。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備等を周到に行う。

イ 海外発生期

- 直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 市内へ病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせる。

ウ 国内発生早期、県内発生早期

- 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に協力する。
- また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

エ 県内感染拡大期

- 国、県、事業者等との相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- 社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- 事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

- 国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- 医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 弾力的な措置

- 特措法は、万が一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるように制度設計されている。
- しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互の緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- 市対策本部長は、県対策本部長が行う総合調整に関し、意見を申し出ることができる。

(5) 記録の作成・保存

- 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

- 新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。
- しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- 国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
- 新型インフルエンザの流行規模は、病原体の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- 国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定

- 新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。
- 政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。（り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を用いて被害規模が推計されていると考えられる。）
- 国の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	吉川市		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	7,000人～13,000人		約75万人～約140万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度 285人	重度 1,040人	中等度 約3万人	重度 約11万人	中等度 約53万人	重度 約200万人
死亡者数の上限	中等度 91人	重度 332人	中等度 約9,500人	重度 約36,000人	中等度 約17万人	重度 約64万人

※ 吉川市基本台帳人口 69,093人（H26.4.1）

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

6 対策推進のための役割分担

（1）国の役割

○新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共団体が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

○ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。

○WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

○新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

○指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

○新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

○対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（2）県の役割

○新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- 市町村と緊密な連携を図る。

(3) 市の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- 地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するように努める。

(7) 一般の事業者の役割

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うように努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するように努める。

7 行動計画の主要7項目

- 新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、7項目に分けて経過を立案する。
- 各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

(1) 実施体制

ア 考え方

- 全市的な危機管理の問題として取り組む。
- 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 全庁的、全市的な取組

- 新型インフルエンザ等が発生する前において、「吉川市新型インフルエンザ等対策本部連絡員調整会議」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- 市民安全課（危機管理）や健康増進課をはじめ、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 吉川市新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

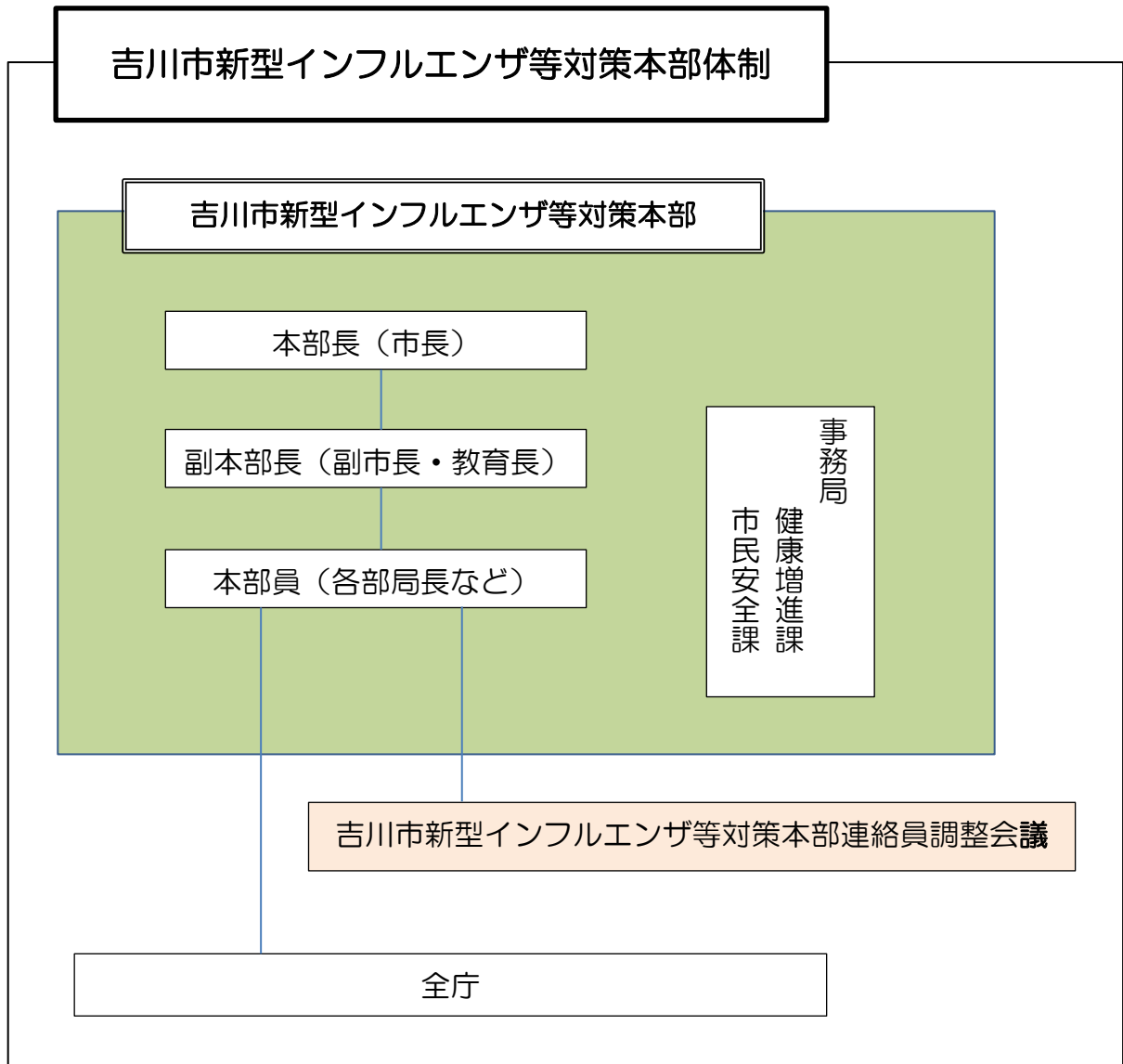
- 政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、直ちに、吉川市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。
- 吉川市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則に基づき、組織及び運営を行う。

(ア) 構成

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長・教育長
- 構成員：各部長等
- 事務局：市民安全課（危機管理）・健康増進課

(イ) 審議事項

- 市の対応方針に関すること。
- 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- 広報及び相談体制に関すること。
- 感染の予防及びまん延の防止に係る措置に関すること。
- 予防接種の実施に関すること。
- 医療の提供体制の確保に関すること。
- 物資及び資材の供給に係る措置の要請に関すること。
- 市の区域内の生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に係る措置に関すること。
- 新型インフルエンザ等の対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。



(2) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

○新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

○新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

【県】

○県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

○県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

【県】

○県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

○県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 活用

○サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。

○地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

【県】

○県では、これらの動物の間での発生動向を把握する。

○県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

○国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人間でのコミュニケーションが必須である。

○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。

○適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動するようになる。

○誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

イ 情報提供手段の確保

○市民が情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

○新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

○学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすい

ことから、健康福祉部、教育部等が連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

- 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- 市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、各種媒体を活用するほか相談窓口を設置する。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

- 関係省庁の情報、県や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

- 提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して公表するため、広報班を設置する。
- 提供する情報の内容に応じた適切な情報を発信する体制をとる。
- コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報に活かす。

(4) 予防・まん延防止

ア 考え方

- 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。
- まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。
- 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。

○県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

(イ) 地域・職場における対策

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

○県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

○公共施設の使用制限や休館について検討する。

○小中学校の学級閉鎖や休校について検討する。

【県】

○県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

(ウ) その他

○海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

(5) 予防接種

○特定接種・住民接種の実施の決定、接種順位等は、国が決定する。

ア 特定接種

(ア) 特定接種とは

○特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を保つため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 特定接種の対象となり得る者

○特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 柔軟な対応

○発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(工) 接種体制

a 実施主体

(a) 国によるもの

○登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 県

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

(c) 市

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法

○原則として集団的接種。

○接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

○登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

イ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行うこととなる。

b 新臨時接種

○緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行うこととする。

(イ) 対象者の区分

○以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

○基礎疾患を有する者

○妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

○新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

	<p>成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定</p>	<p>高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定</p>	<p>小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定</p>
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	<p>① 医学的ハイリスク者</p> <p>②成人・若年者</p> <p>③小児</p> <p>④高齢者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>	<p>① 医学的ハイリスク者</p> <p>②高齢者</p> <p>③小児</p> <p>④成人・若年者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>	<p>① 医学的ハイリスク者</p> <p>②小児</p> <p>③高齢者</p> <p>④成人・若年者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	<p>①小児</p> <p>② 医学的ハイリスク者</p> <p>③成人・若年者</p> <p>④高齢者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>	<p>①小児</p> <p>② 医学的ハイリスク者</p> <p>③高齢者</p> <p>④成人・若年者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>	
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	<p>① 医学的ハイリスク者</p> <p>②小児</p> <p>③成人・若年者</p> <p>③ 齢者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>	<p>① 医学的ハイリスク者</p> <p>②小児</p> <p>③高齢者</p> <p>④成人・若年者</p> <p style="text-align: right;">の順</p>	

(工) 接種体制

○吉川市が実施主体となる。

○原則として、集団接種とする。

○接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

ウ 留意点

○特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

エ 医療関係者に対する要請

○予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

〇市は、県等からの要請に応じ、県が実施する以下の対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策	
ア	<p>医療の目的</p> <p>医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。</p> <p>県内医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、次に掲げる新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定（地方）公共機関の指定を受ける感染症指定医療機関等・ 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）（以下「専用外来」という。）を開設する医療機関・ 特定接種の登録対象となる医療機関
イ	<p>発生前における医療体制の整備</p> <p>県保健所及び保健所設置市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域別対策会議の開催や感染症指定医療機関等の調整等により、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて関係機関と調整・検討等を行う。</p> <p>また、未発生期から専用外来を設置する医療機関のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。</p>
ウ	<p>発生時における医療体制の維持・確保</p> <p>(ア) 医療に関する情報提供等</p> <p>海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等）、外来・入院医療体制の確保（受入れ可能患者数等の把握、感染症指定医療機関等との調整等）に努める。必要な場合には、専門家会議、地域別対策会議を適宜開催する。また、県保健所および保健所設置市は、流行状況や地域の実情に応じた医療体制の確保について協議・検討を行う。</p> <p>(イ) 発生早期の医療体制</p> <p>発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策として</p>

も有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等入院させる。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られている。そのため、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

a 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内感染拡大期に移行するまでは県内に専用外来を確保して診療を行う。ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

b 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等が海外で発生し、専用外来を設置した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターを設置する。

帰国者・接触者相談センターは、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、専用外来へと受診調整する。新型インフルエンザ等により患している危険性が高い者を専用外来に集約することでまん延をできる限り防止する。

帰国者・接触者相談センターは、次に掲げる事項について、インターネット、ポスター、広報誌等を活用し、地域住民へ広く周知する。

(a) 全ての発熱・呼吸器症状等を有する者から相談を受けるのではないこと

(b) 発熱・呼吸器症状等に加え、発生国への渡航歴や患者との濃厚な接触歴がある者を対象としていること

(c) (a)、(b)に該当する者は、まず帰国者・接触者相談センターへ電話により問合せること等

(ウ) まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制

から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県内の医療機関の空床把握やその情報提供について、事前に、その活用計画を策定しておく。また在宅療養の支援体制として、新型インフルエンザ等の重症患者に係る診療に従事していない医師等が積極的に関与できる等の体制整備をしておく。

(工) 医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市町村を通じた連携だけではなく、県医師会・学会等の関係機関のネットワークを活用する。

II 医療関係者に対する要請・指示、補償

(ア) 要請・指示

新型インフルエンザ等が発生した場合、県の行動計画に定めるところにより、医療の提供が行われることとなる。しかし、病原性が非常に高い場合など、「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」に要請を検討する。なお、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することを検討する。

「県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合」とは、以下の場合等が想定される。

- a 県内発生早期に、専用外来において外来診療を行う際や、感染症指定医療機関等において入院診療等を行う際に、そのための医療関係者を確保できない場合等
- b 臨時の医療施設等において診療を行う際や、地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止する場合等

(イ) 実費弁償及び損害補償

特措法第62条第2項の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

特措法第63条の規定に基づき、県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そ

のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障がいの状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

オ 抗インフルエンザウイルス薬等

(ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

新型インフルエンザに感染し、発症した場合、症状が出てから 48 時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を投与することで、症状を軽減し、健康被害を減らすことができる可能性がある。

このため、県は新型インフルエンザの流行に備え、発生前から、国が示す抗インフルエンザウイルス薬の目標量を計画的かつ安定的に備蓄しておき、必要量を供給することが可能な体制を確保しておくことが重要である。

(イ) 全段階を通じた対応

- a 県は、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の保管場所を非公開とし、十分な警備体制の下で厳重に管理する。
- b 県は、県警察による医療機関等での警戒活動の実施に備え、必要に応じて連携を確認、強化する。
- c 県は、住民に対して、パンデミック発生を想定した十分な量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄していることから、パニックを起こさず冷静に対応するよう周知徹底する。
- d 県は、医療機関等に対して、市場における流通量の不足を生じさせる可能性が高いことから、次に掲げる事項について、周知徹底する。
 - (a) 必要量以上の抗インフルエンザウイルス薬を購入しないこと
 - (b) 流行終息後に大量の在庫を抱えても、返品が認められないこと
- e さらに、悪質な買占め等と認められる場合には、買占め等を行った機関名を公表する。

(ウ) 予防投与

- a 海外発生期から県内発生早期までに、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送事業者等に対し抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、県の備蓄薬を使用できる。
- b 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策に用いる抗インフルエンザウイルス薬は、国の備蓄薬を原則とするが、緊急を要する場合には、県の備蓄薬を先に使用し、後で国の備蓄薬を県に補充する。

カ 患者の移送

(ア) 新型インフルエンザ等の患者

感染症法第 26 条で準用する第 19 条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、県及び保健所設置市

が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として県及び保健所設置市が移送を行う。

(イ) 新感染症の患者

感染症法第 46 条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第 47 条の規定に基づき、県及び保健所設置市が移送を行う。

(ウ) 消防機関等の移送

上記(ア)又は(イ)の患者が増加し、県及び保健所設置市による移送では対応しきれない場合は、事前に消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。

イ 在宅療養患者への支援

○県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

○新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、関係機関と連携し、特措法に基づき事前に準備を行う。

○また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

第3 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、市計画実施手順等に定めることとする。

発生段階ごとの対策の概要

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備えた体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制			市対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対 国が緊急事態宣言（市対策本部の設置）			市対策本部の廃止
サーベイランス・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）・情報の収集					
	学校等の集団発生状況の把握					
情報提供・共有	相談窓口の設置					
	市民への情報提供・注意喚起					
予防・まん延止	不要不急の外出自粛・学校等施設の臨時休業対策周知					
予防接種	特定接種（対策に係る市職員への接種）					
	住民接種（全市民を対象に接種）					
医療	県からの要請に応じ対策に適宜、協力する					
	在宅療養する患者への支援					
市民生活及び市民経済の安定確保	要介護者への生活支援					
	事業者への対応					
	市民・事業者への適切な消費行動への呼びかけ					
	遺体の火葬・安置					

（注） 段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- 発生に備えて体制の整備を行う。
- 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 市行動計画の作成

- 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、行動計画実施手順及び新型インフルエンザ業務継続計画を作成し必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- 「本部連絡員会議」の枠組み等を通じ、発生時に備えた行動計画実施手順等を作成する。
- 県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- 市行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- 必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(3) サーベイランス・情報収集（健康増進課）

ア 情報収集

- 国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

- 県等と連携し、県の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

ウ 調査研究

- 必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修、県や近隣市町等との連携等の体制整備を図る。

(4) 情報提供・共有（健康増進課）

ア 継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報班を設置する。
- 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を利用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(5) 予防・まん延防止（健康増進課）

ア 個人における対策の普及

- 感染予防のため、市民に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】○県では、国の仕組みを活用して、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するように努める。

エ 水際対策

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他国の関係機関との連携を強化する。

(6) 予防接種（健康増進課）

ア ワクチンの生産及び供給体制に関する情報の収集

○県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。（ワクチンの供給体制は、県が国からの要請を受けて県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。）

イ 基準に該当する事業者の登録

○国が行う事業者の登録要請申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。

ウ 接種体制の構築

(a) 特定接種

- ・特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。
- ・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(b) 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・国、県の技術的な支援を得て、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

エ 情報提供

○県等と連携して以下の情報を積極的に提供する。

○新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の国が行う情報。

(7) 医療（健康増進課）

ア 地域医療体制の整備

○県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

[地域医療体制の整備]

- ① 県保健所及び保健所設置市は、地域別対策会議を開催し、密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。
- ② 県及び保健所設置市は、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

【参考】感染症指定医療機関の状況（平成 25 年 12 月末現在）

- ① 一種感染症指定医療機関：1 か所
- ② 第二種感染症指定医療機関：10 か所
（うち、結核病床を有する医療機関：4 か所）

[県内感染拡大期に備えた医療の確保]

1. 医療提供の調整・検討等

県及び保健所設置市は、以下の点に留意して、県内感染拡大期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ② 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を試算する。
- ④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 県は、その他、県内感染拡大期の医療提供について、県医師会及び公的病院協議会に対して協力を要請する。
- ⑦ 県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が

発生した場合の医療提供の方法を検討する。

[救急機能維持のための調整等]

県は、県内感染拡大期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に対して要請するとともに、必要な場合には支援を行う。

[手引き等の策定、研修等]

① 県は、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。

② 県及び保健所設置市は、国と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

[医療資器材の整備]

県及び保健所設置市は、医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

[検査体制の整備]

県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査体制を整備する。

[医療機関等への情報提供体制の整備]

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

[抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の確保]

① 県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国が示す量を目安として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

【参考】 埼玉県における備蓄状況（平成 25 年 12 月末現在）

オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル） 134 万人分

ザナミビル水和物（商品名：リレンザ） 15.2 万人分

※ リレンザについては、平成 25 年度末までに 29.92 万人分を確保する計画である。

② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売販売業者に対し、適正流通を指導する。

イ 研修等

○県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、関係団体を通じて医療機関に周知する。

○県では、国と連携し、保健所等において、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

ウ 医療資器材の整備

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。

○県では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める。

エ 医療機関等への情報提供体制の整備

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保（市民生活部）

ア 業務計画等の作成

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。

イ 物資供給の要請等

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援

○県及び国と連携して、まん延時における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

オ 物資及び資材の備蓄等

○新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

(1) 概要

ア 状態

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(2) 実施体制

ア 体制強化等

- 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部連絡員調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備をする。
- 県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- 海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(3) サーベイランス・情報収集（健康増進課）

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策
<p>●情報収集</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、国やWHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。・県は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関する国の調査等の情報を収集する。（健康福祉部、市民生活部）・県は、国が病原体を入手し、国民の各年齢層等における抗体保有状況を研究、分析した結果を情報収集する。 <p>●県内サーベイランスの強化等</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。・県は、国の方針に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）を診察した場合の保健所（保健福祉事務所）への届出を求め、全数把握を開始する。・県は、国の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（健康福祉部、教育委員会、総務部）

(4) 情報提供・共有（健康増進課）

ア 情報提供

- 県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

- 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- 国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康福祉部健康増進課に設置し、適切な情報提供に努める。

(5) 予防・まん延防止（健康増進課）

ア 感染症危険情報の発出等

○国が海外渡航者に対して発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 水際対策

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。

(6) 予防接種（健康増進課）

ア ワクチンの生産等に関する情報収集

○県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に努める。

イ ワクチンの供給

○県や国等と連携して情報を収集し、予防接種体制の構築に努める。

【県】

○県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

○県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

○県や国等と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

○県や国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

○国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、「第2新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

エ 情報提供

○県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(7) 医療（健康増進課）

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

[新型インフルエンザ等の症例定義]

県及び保健所設置市は、医療機関等に対して、国が定めた症例定義を周知し、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直ちに保健所へ届出を行うとともに、検体を採取するよう要請する。

[医療体制の整備]

- ① 県は、保健所設置市と連携して、感染症指定医療機関等に対して、外来・入院医療体制の確保について要請するとともに、必要な場合には、各医療機関において受入れ可能な外来・入院患者数等を把握する。
- ② 県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を設置するよう要請する。
- ③ 県及び保健所設置市は、専用外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ④ 県及び保健所設置市は、専用外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ⑤ 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について、衛生研究所で亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

[帰国者・接触者相談センターの設置]

県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診するよう周知する。

[陰圧テントの貸出]

県は、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。

[検査体制の整備]

県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、病原体の情報に基づき、衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立し、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体の亜型の検査を行う。

[医療機関等への情報提供]

県は、国から得た新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用]

- ① 県は、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具の備蓄量を把握する。
- ② 県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ③ 県は、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して、適正流通を指導する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保（市民生活部）

ア 事業者の対応

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。

イ 遺体の火葬・安置（教育部）

○県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生期

(1) 概要

ア 状態

- 国内のいずれかの都道府県（埼玉県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

イ 目的

- 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策本部連絡員調整会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- 国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認する。また、必要に応じて市長を本部長とする市対策本部を設置し、県内発生期の対策を確認する。
- 県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- 国が病原性の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言

(ア) 緊急事態宣言

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

【補足】

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定すること

も考えられる。

- ・埼玉県を対象とする緊急事態宣言が発せられた場合の対応は、次項「4県内発生早期」に記載する。

(イ) 市対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(3) サーベイランス・情報収集（健康増進課）

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策
<p>●情報収集</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、国から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。・県は、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する国の調査研究や分析結果を迅速に把握する。 <p>●県内サーベイランスの強化等</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、国の方針に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の保健所（保健福祉事務所）への届出を求め、全数把握を継続する。・県は、国の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。・県は、国から情報提供される国内の発生状況をできる限り迅速に把握する。

(4) 情報提供・共有（健康増進課）

ア 情報提供

○県等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

○県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

○市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

○対策本部に広報班を設置し、情報の集約・公表は広報班において行う。

○対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供

できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

○国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

○市民からの相談の増加に備え、健康福祉部健康増進課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

○国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止（健康福祉部）

ア 県等との連携による市民・事業所等への要請

○県等との連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

○県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

○県等と連携し、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

○県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

○県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。

【国】

○国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。

(6) 予防接種（健康福祉部）

ア ワクチンの供給

○県等と連携して、以下の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

【県】

○県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。

イ 特定接種

○県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員を対象にして、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

○県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

○国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

○接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに摂取できるよう、「第2新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

○ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

(7) 医療（健康福祉部）

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策
【医療体制の整備】 ① 県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
【陰圧テントの貸出】 引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。
【患者への対応等】 ① 県及び保健所設置市は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。 ② 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。
【医療機関等への情報提供】 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。
【抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用】 ① 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通

状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。

- ② 県は、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。

【医療機関・薬局における警戒活動】

県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県は、埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保（市民生活部）

ア 事業者の対応

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

○市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。

4 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

- 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- 県内で感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染各台防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な提供を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には速やかに市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。
- 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策本部連絡員調整会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- 県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 政府現地対策本部の設置

- 県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県】

- 県では、発生の初期の段階において国が埼玉県を支援するため新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

【補足】

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を国が指定する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全国を指定することも考えられる。

(イ) 市対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(3) サーベイランス・情報収集（健康増進課）

○県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策
<ul style="list-style-type: none">●サーベイランス<ul style="list-style-type: none">・県は、国内発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。（健康福祉部、教育委員会）・県は、国が行う新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。・県は、国から情報提供される国内の発生状況をできる限り迅速に把握するとともに、県内感染期への移行の判断が遅滞なく行われるように、県内の発生状況の収集に努める。●調査研究<ul style="list-style-type: none">・県は、発生の初期の段階において、県内で発生した患者に関して国から派遣される積極的疫学調査チームに協力する。・県は、国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究や分析の結果を迅速に把握する。

(4) 情報提供・共有（健康増進課）

ア 情報提供

○県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

○県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を誤解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの

感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

- 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのように情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- 国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- 市民からの相談の増加に加え、健康福祉部健康増進課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- 国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止（健康福祉部）

ア 県内での感染拡大防止策

- 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

- 県では、国と連携し、感染症法に基づき、保健所において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

イ 県等との連携による市民・事業所等への要請

- 県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- 県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染所の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- 県等と連携し、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- 県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- 県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 水際対策

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。

【国】

○国では、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

○県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

○県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護・県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護・県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(6) 予防接種（健康福祉部）

ア ワクチンの共有

○県等と連携して、以下の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

【県】

○県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。

イ 特定接種

○県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

○県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

○国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

○国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

○接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第2新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

○市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(7) 医療（健康福祉部）

ア 市は、県からの要請に応じ、以下の対策に適宜、協力する。

医療に関する県の対策
[医療体制の整備]
① 国内発生期と同様。
② 県及び保健所設置市は、県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、県及び保健所設置市の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。 a 専用外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合 b 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合 c 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合 d 国から要請があった場合
③ なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。
[陰圧テントの貸出]
引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出しする。
[患者への対応等]
① 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。 この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原

性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、患者数が増加した段階では、入院治療は重症者等に限定する。

- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、患者数が増加した段階及び病原性が低いと判明した場合は重症者等に限定する。

- ③ 県は、国及び保健所設置市と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

【医療機関等への情報提供】

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

【抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用】

- ① 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。
- ② 県は、県内発生早期・県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

【医療機関・薬局における警戒活動】

県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

イ 在宅で療養する患者への支援

- 市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保（市民生活部）

ア 事業者の対応

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

○市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

○県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。

ウ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

- ・指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。
- ・県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 水の安定供給

- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水事業者である県、市、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(エ) 緊急物資の運送等

- ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・県は、指定地方公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(オ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の

価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(カ) 犯罪の予防・取締り

- 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。
- 県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。

5 県内感染拡大期

(1) 概要

ア 状態

- 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 目的

- 医療体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべく行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

- 県等と連携して以下の情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。
- 県対策本部との連絡を密に、県内感染拡大期に移行したと判断されるときには、市対策本部会議を開催し、全庁においてインフルエンザ対策を最優先とすべき宣言とともに必要な対策を実施する。

【県】

- 県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更に基つき、新型インフルエンザ等対策委員会の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び県計画により必要な対策を行う。

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

○新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく埼玉県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(3) サーベイランス・情報収集（健康増進課）

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策
<p>●サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、地域感染期にある都道府県における新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止するとの方針を受け、県内の新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。・県は、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。 <p>●調査研究</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究や分析の結果を迅速に把握する。

(4) 情報提供・共有（健康増進課）

ア 情報提供

○県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

○県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

○市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

○国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

○市民からの相談増加に加え、健康福祉部健康増進課に設置した相談体制を継続する。

○国からのQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止（健康福祉部）

ア 感染拡大防止策

○県等と連携し、市民、事務所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

○県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

○県等と連携し、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

○県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

○県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するように要請する。

イ 水際対策

○県内発生早期の記載を参照する。

ウ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

●患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

・県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護・県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護・県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(6) 予防接種（健康福祉部）

ア 緊急事態宣言がされていない場合

○県内発生早期の記載を参照する。

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

○特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療（健康福祉部）

○国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

○県等と連携して、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地域医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

[医療体制の整備]

県及び保健所設置市は、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

[患者への対応等]

- ① 県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、県内感染拡大期に至った段階で、衛生研究所におけるPCR検査は、以下に示した状況等において県等が必要と判断した場合に実施する。検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。
 - a 確定診断が治療方針に大きく影響する重症患者
 - b 集団発生に対する病原体の確定等
- ③ 国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。

県及び保健所設置市は、このことについて国が示す対応方針を周知する。

- ④ 県及び保健所設置市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医

薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

[医療機関等への情報提供]

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

[抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用]

- ① 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。
- ② 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正な流通を指導する。
- ③ 県は、患者の発生状況や市場における流通状況を踏まえ、必要な場合には、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を市場に供給するとともに、抗インフルエンザウイルス薬については、国備蓄分の配分を要請する。

[医療機関・薬局における警戒活動]

県警察は、引き続き医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ② 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行うことを基本とする。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保（市民生活部）

ア 事業者への対応

○県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者に周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

○県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。

○県等からの要請に応じて、その取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。

ウ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

(ア) 業務の継続等

- ・指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。
- ・県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県】

- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。

(イ) 水の安定供給

- ・県内発生早期の記載を参照する。

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(エ) 緊急物資の運送等

- ・県内発生早期の記載を参照する。

(オ) 物資の受渡しの要請等

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に

対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象になっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・県等と連携し、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(キ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ク) 犯罪の予防・取締り

- ・県内発生早期の記載を参照する。

(ケ) 埋葬・火葬の特例等（総務部・教育部）

- ・県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働できるよう体制を整える。
- ・県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、吉川市長以外の他市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

6 小康期

(1) 概要

ア 状態

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状態。

イ 目的

- 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息及び第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- 県等と連携して以下の情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。
- 市では、国が決定した基本的対処方針及び県新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、必要に応じて、対策本部会議又は対策本部連絡員調整会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 国が緊急事態解除宣言を行った場合は、市対策本部を廃止し、必要な措置は連絡員調整会議において対策を協議する。

《参考》

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

ウ 対策の評価・見直し

- 各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市計画等の必要な見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

○政府対策本部が廃止されたときは、速やかに対策本部を廃止する。

(3) サーベイランス・情報収集（健康増進課）

ア 情報収集

○国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランス

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

○県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生 の把握を強化する。

(4) 情報提供・共有（健康増進課）

ア 情報提供

○県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。

○市民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

イ 情報共有

○県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

○相談窓口の体制を縮小する。

(5) 予防・まん延防止（健康増進課）

○県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見通しを市民に周知する。

(6) 予防接種（健康増進課）

ア 緊急事態宣言がされていない場合

○流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

○特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療（健康増進課）

○県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

【医療体制】

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

【抗インフルエンザウイルス薬等】

- ① 国が、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成した場合は、医療機関に対し周知する。
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、不足している医薬品その他の物資及び資材を確保するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
この場合、特措法第 11 条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

必要に応じ、県内発生早期又は県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- 県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

○県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 業務の再開

- ・県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

【県】

- ・県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・県は、国と連携し、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業が継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・県内感染期の記載を参照する。

(ウ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

- ・市及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

○ インフルエンザ

インフルエンザのウイルスを病原体とする感染症で、主に発熱、せき、全身倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を引き起こし、腹痛、嘔吐、下痢等の胃腸症状を伴う場合もある。

インフルエンザの主な感染経路は、感染した人のせき、くしゃみ等病原体を含んだ飛沫を吸入することによる飛沫感染及び汚染した手で眼や鼻を触ることによる皮膚から粘膜・結膜への接触感染である。

インフルエンザのウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、ウイルス感染を受けてから1～5日間ほどであるが、インフルエンザのウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

乳幼児、慢性疾患患者、高齢者等は重症化し、肺炎やインフルエンザ脳症などの合併症を併発する場合もある。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ インフルエンザ（H1N1）2009

- (1) 2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的な大流行となった、H1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生として公表し、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」の名称が用いられた。
- (2) 2011年（平成23年）3月に厚生労働大臣は、大部分の人が「新型インフルエンザ（A/H1N1）」のウイルスに対する免疫を獲得したこと等により感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、季節性インフルエンザとして扱い、「インフルエンザ（H1N1）2009」の名称を用いることとした。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する診療を行う外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 基本的対処方針

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策について定める基本的な方針。県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施する。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東及びアフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約 60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性（*用語）を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者で、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（県行動計画より抜粋）

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（１） 実施体制

（１）－１ 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

（２） サーベイランス・情報収集

（２）－１ 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

（２）－２ 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

（２）－３ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

（３） 情報提供・共有

（３）－１ 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

（３）－２ 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感

染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

(4) - 2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要性があり、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5) - 1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。

- ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(5) - 2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。